

介護保険料のお知らせ

東伊豆町の令和3年度から令和5年度までの3年間の所得段階別介護保険料は次のとおりです。

所得段階	対象者	基準額×割合	年額保険料 (※2)
第1段階 (※1)	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税の方(前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下)	0.50(0.30)	29,000円 (17,400円)
第2段階 (※1)	世帯全員が町民税非課税の方 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下)	0.75(0.50)	43,500円 (29,000円)
第3段階 (※1)	世帯全員が町民税非課税の方 (第2段階に該当しない方)	0.75(0.70)	43,500円 (40,600円)
第4段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税の方 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方)	0.90	52,200円
第5段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税の方 (第4段階に該当しない方)	1.00	58,000円
第6段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額が120万円未満の方)	1.20	69,700円
第7段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方)	1.30	75,500円
第8段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方)	1.50	87,100円
第9段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額が320万円以上の方)	1.70	98,700円

※1 第1～第3段階の保険料は公費負担により軽減が実施され()内の保険料が適用されます。

※2 基準額は基準月額(4,840円)を年間換算したものです。百円未満を切り捨てた金額です。